

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式の定着促進のため、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて実施する三密対策や飛沫・接触感染対策などの取り組みに対して、助成金を交付し、店舗・施設の利用者が安心できる環境づくりを推進し、もって地域活性化につなげることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めたものをいう。
- (2) 新しい生活様式 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年5月21日変更・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に示す新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」をいう。
- (3) 感染防止対策等 新しい生活様式に沿った三密の解消や飛沫・接触感染等の防止に繋がる店舗・施設の改修及び備品設置、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた販路開拓などの取り組みをいう。
- (4) 対象業種 日本標準産業分類に定める業種のうち、小売業、宿泊業（ラブホテル等を除く。）、飲食サービス業、生活関連サービス業、道路旅客運送業、娯楽業（パチンコ・パチスロホール等を除く）、療術業、その他の教育・学習支援業、サービス業（宗教団体、政治・経済・文化団体等を除く）、その他市長が特に必要と認めるものをいう。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 交付申請日時点で、対象業種に係る店舗・施設を市内で営む中小企業者であること。
 - ア 法人の場合、根室市に法人を有していること
 - イ 個人事業者の場合、根室市に住民登録していること
- (2) 根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないものであること。

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、店舗・施設が従業員と来店客の利用スペースが明確に区分され、かつ主として来店客が利用する範囲における感染防止対策等として次の各号に定めるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 三密の解消や飛沫・接触感染等の防止に繋がる店舗・施設の改修、備品設置事業
- (2) ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた販路開拓事業

2 助成対象事業は、令和2年11月7日以降に納品及び支払いが完了したものを対象とし、令和4年2月28日までに納品及び支払いを完了しなければならない。ただし、納品の遅延などにより、やむを得ず期限までに完了しない場合については、予め市長に承認を受けるものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1のとおりとし、原則、市内業者に発注するものに限る。

2 過去に国・道・市・民間団体等の補助金若しくは助成金の交付を受けている場合、または社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差がある場合は、補助対象経費としない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、1店舗・施設につき、助成対象経費の5分の4以内とし、30万円を上限と

する。

2 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請)

第8条 助成金の交付の申請は、1店舗・施設につき1回限り申請できるものとし、助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に定める書類を令和4年1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、助成対象事業着手前に申請する場合は助成対象事業を実施する概ね2週間前までに提出しなければならない。

- (1) 根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金事業計画(実績)書(様式第2号)
- (3) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (4) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し(申請日から3か月以内のもの:法人のみ)
- (5) 令和2年確定申告書類の写し(個人事業者のみ)
- (6) 支出しようとしている助成対象経費の見積書(助成対象事業着手前に申請する場合のみ)
- (7) 支出した助成対象経費の領収書や振込証明など支払いが確認できるもの(令和2年11月7日から令和3年6月20日までに支出及び助成対象事業が完了している場合のみ)
- (8) 市外へ発注する理由について(様式第4号)(助成対象経費について根室市の事業者以外から調達する場合のみ)
- (9) 納税証明書
- (10) 業種が確認できる店舗等の外観および内観の写真など
- (11) 店舗等の改修や備品設置の状況がわかる写真(令和2年11月7日から令和3年6月20日までに助成対象事業が完了している場合のみ)
- (12) 助成金の振込先が確認できる預金通帳等の写し
- (13) 本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)(個人事業者のみ)
- (14) その他市長が必要とする書類

2 同一事業者が複数店舗・施設を運営している場合は、店舗・施設ごとに申請するものとする。

(助成金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 前条の申請が着手・完了済みである場合、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付決定兼額の確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)が、前条の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金取下届(様式第7号)により取り下げることができるものとする。

(助成事業の変更)

第11条 助成事業者は、助成事業の内容の変更(ただし、市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金変更申請書(様式第8号)により市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対し承認内容を根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金変更承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(事業の中止)

第12条 助成事業者は、助成事業の全部または一部を中止しようとするときは、あらかじめ根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金中止承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、前条の規定により助成事業の中止を承認した場合及び次の各号のいずれかに該当

する場合には、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及び本要綱に違反した場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の一部又は全部を継続する必要がなくなった場合

（完了報告）

第14条 助成事業者は、事業完了後速やかに、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金完了報告書兼実績書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第8条による申請で提出した書類がある場合は省略できるものとする。

- (1) 根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金収支決算書（様式第13号）
- (2) 助成事業に係る経費の領収書等の支払証拠書類の写し
- (3) 事業内容や実施状況を確認できる成果品、記録写真等の資料
- (4) その他市長が必要とする書類

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の完了報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適正であると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金確定通知書（様式第14号）により通知する。

2 第8条による助成対象事業が着手・完了済みである場合のみの申請があったときは、申請の助成金の額を確定したときの通知は第9条第2項に規定する様式第6号による通知書によるものとする。

（助成金の交付請求）

第16条 助成事業者は、前条の通知を受け取り、助成金の交付を受けようとするときは、根室市新しい生活様式導入店舗等支援助成金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 助成金の交付の決定を受けたものは、助成対象事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が1件50万円未満のものを除く。）を、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、助成対象事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数もしくは製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項で定める当該財産の製造業者等が公表する耐久年数のうちいずれか早いほうの年数を経過した場合または10年を経過した場合は、この限りでない。

（事業内容の公表）

第18条 市長は、完了した助成対象事業の内容について、公表することができるものとする。

2 助成金の交付の決定を受けたものは、前項の公表にあたり助成対象事業の完了後の店舗等の写真が必要となる場合には、市が店舗等を撮影すること等に協力するものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、虚偽その他不正な手段によって助成を受けたと把握した場合、助成金の決定を取消し、その者から助成金を返還させることができる。

（関係書類の整理保管）

第20条 この要綱により助成金の交付を受けた助成事業者は、助成事業の収支に関する帳簿その他関係書類を整理し、これらの書類を助成事業の完了する日の属する年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和2年度の助成金の申請分から適用する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限りその効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定によるこの訓令の失効の際現にこの訓令に基づいて交付されている助成金に係る交付決定の取消し及び助成金の返還については、この訓令の失効後も、なお従前の例による

別表1 (第6条関係)

○助成対象経費

区分	対象経費	対象経費(例)	対象外経費(例)
(1) 三密の解消や飛沫・接触感染等の防止に繋がる店舗等の改修、備品設置事業	工事請負費	窓の増設・拡大、固定窓から開閉窓への改修など換気機能の向上に資するもの	
		換気扇の新設、改修	
		アクリル板の新設	
		ビニールカーテンの新設	
		客席間の壁の新設	
		接触型から非接触型水栓への改修	
		和式から洋式トイレへの改修	
		壁紙、床材の改修(ウイルス抑制等の効果が認められるもの)	
		その他市長が特に必要と認めたもの	
	備品購入費	エアコン(換気機能付きに限る)	エアコン(換気機能なし)
		空気清浄機	
		アクリル板、ビニールカーテン	マスク、フェイスガード
		パーテーション	
		自動手指消毒器	消毒液
		体温検知カメラ	
(2) ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた販路開拓事業	機器導入費	Wi-fi 設置費	Wi-fi 設備利用料などの維持経費
		テーブルオーダーシステム新規導入費	メンテナンス費などの維持経費
		キャッシュレス新規導入費	月額利用料などの維持経費、決済手数料
		セルフレジ新規導入費	メンテナンス費などの維持経費
		その他市長が特に必要と認めたもの	
	広告宣伝費	ホームページ新規製作	サーバー利用料などの維持経費
		※ただし、新しい生活 既存ホームページの改修	サーバー利用料などの維持経費

	様式対応の旨、記載する広告に限る	新聞広告、チラシ、インターネットサイトなどの広告掲載料	
		その他市長が特に必要と認めたもの	